平成 28 年度第1回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 平成 28 年 5 月 26 日 (木) 14:00~

開催場所 青森市総合福祉センター 2階 大集会室

出席委員 船木昭夫会長、浅利義弘委員、蛯名篤委員、桐原郁子委員、今栄利子委員、 髙橋紀男委員、畑井英成委員、町田徳子委員、入江克昌委員、内田利男委員、 木村由紀子委員、今勝一志委員、斉藤絹子委員、谷川幸子委員 ≪計 14 名≫

欠席委員 天野高志委員 ≪計1名≫

事務局 健康福祉部長 能代谷潤治、健康福祉部理事 浦田浩美、 障がい者支援課長 土岐志保、同課副参事 吉田光秀、 浪岡事務所健康福祉課長 花田清志、障がい者支援課主幹 白戸高史、 同課主幹 田村勲、同課主査 佐々木栄子、同課主査 佐藤進一、 同課主査 中川一哉、同課主査 唐川昌彦、同課主査 笹原まい子 ≪計12名≫

会議次第 1 開会

- 2 臨時委員への委嘱状交付
- 3 健康福祉部長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 議 事

(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例の制定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議事要旨

(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例の制定について

事務局から、資料1「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例」の制定について、 資料2「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例」事務局整理案について及び資料3 「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例」制定スケジュール(案)について説明が あった。

意見、質疑応答

○委員

資料1の「国の動き」に障害者雇用促進法改正の記載が不足していると思う。

障がい者の権利に関する条例について、東北の中では、仙台市がスタートしたとの話があったが、山形県も4月1日にスタートし、雪国にあった内容で良い条例であると聞いている。

北海道では、平成28年度に改正していると思うので、資料の記載は古いものとなっている。

○事務局

資料の中で国の動きとして、障害者雇用促進法改正についてもれていたので、次回に 修正して資料に付け加えさせていただく。

北海道の条例について、改正状況を確認し、次回修正の上、資料を提出させていただきたい。

○委員

青森市には子どもの権利条例があるが、障がいのある子どもは、どこら辺に網羅されることとなるのか、別に定めることとなるのか聞きたい。

○事務局

障がいのある人の中に、障がいのある子どもも含めた形で記載している。

〇会長

先ほどのご意見の中に、雪国にあった条例ということがありましたが、雪国の都市として、どういう条例を作っていくべきかとのご意見だと思う。

積雪量の多い青森市で生活することを踏まえた条例として、特徴的なところを今後の 会議の中で意見を伺いたい。

○委員

障がい者権利条例の中に手話言語条例の内容を盛り込んだものになるのか、同時進行で作るのか、別に作るのか、市の考えを聞きたい。手話言語条例の内容を盛り込んだものとして作るのであれば、私達の要望した手話言語条例に関する記述を詳しく盛り込んでほしい。

資料に障がい者権利条例を制定した自治体を掲載しているが、これらの自治体では、 手話言語条例を盛り込んだ内容の条例なのか、それぞれ2つの条例を作っているのかを 教えてほしい。

○事務局

手話言語条例の内容も含んだ、障がい者の権利を網羅した総合的な条例にしたいと考えている。文言の内容については、今後、皆さんと一緒に検討し、手話言語条例と遜色の無いよう総合的な条例としていきたいと考えている。

他自治体の条例の制定状況については、障がい者の権利に関する条例制定が 20 自治体、 手話言語条例制定が 47 自治体、両方制定しているのは沖縄県となっている。

○会長

事務局で、次回、ただ今報告された内容の資料を提示していただければと思う。

○委員

市のろうあ協会としてお話したいことは、意思疎通のための内容を盛り込んでいただきたいということで、一緒の条例とした場合、手話言語条例の中身も、言葉としてきちんと含めてほしい、それが大事だという意見だと思う。

○事務局

そのようにしていきたいと考えている。

○会長

総合的な条例としていくということについての方向性は、ほぼご賛同いただいたと思う。条例の柱として、前文から第4章まであるが、これらに足したほうがよいと思うこと、こういうことを入れてほしいということなど、皆さんからご意見を伺いたい。

○委員

先々週に、全国盲人福祉大会に参加した際の講演で、差別には、間接差別と直接差別があり、これをしっかり理解していないと、遠まわしにいろんな差別となっている事例がたくさんあると聞いた。第2章に差別解消とあるが、ぜひ、間接差別と直接差別の理解を含め幅広く差別について、正しく理解するということを入れてはどうかと思った。

○会長

大変貴重な意見である。

この観点をどのような形で取り入れていくか、事務局には、次回、参考資料等含めて 提示いただきたい。

○委員

第3章の地域における共生社会の実現に向けた取組について、障がいのある人の自立や社会参加による地域の活性化を図るため、その能力を発揮して活躍する場の充実を図ることを規定するとあるが、イメージとはいえ具体性に欠ける。障がい者の家族の期待というものが盛り込まれていないと感じる。もっと行政が後押しして、障がいがあっても一般就労できる道ができるという期待が持てる文言をもっと入れてほしいと感じる。

○会長

条例に障がい者雇用ということでの中身を位置付けしていくとすれば、今の意見は、 かなり反映されることの内容だと思う。自立と社会参加ということについて、具体性が あるもので、イメージできるものを次回事務局からもお伝えいただきたい。

もう一つ、障がい者が就労している会社や事業所から物品を購入するなど、青森市の

事業として検討できないかという意見は、今までも分科会の中で出されてきたように思う。実際に障がい者の利益となれるよう働いてよかったというものが、実質的になるため、この意見の反映として、条例に盛り込めるのかどうか、検討いただいたものをご提案いただきたい。

○委員

学校によっては、障がいのことを理解している先生や勉強している先生が少ないことで、親が苦労することがある。また、障がいのある子どもにとっては、学校を卒業した後の人生のほうが長い。

障がいのある子が、社会に出て行くためには何が必要か、事業所で困っていることは何か。就労支援事業所が、利用者それぞれに合った支援をしているのかどうか分からない。市の職員や相談支援専門員などが、事業所を見に行くことはあるのかということを知りたいと思う。

障がいのある子の親にどうしてほしいのか、親はどうあるべきか、事業所でも言ってもらいたいのではないか。事業所で支援を受けているからと安心しているのではなく、給付費に見合っていることを、事業所でやってくれているのか、事業所任せではなく、自分たちの目で見ていただきたいと思う。

〇会長

組織的には教育委員会が、教育の場で、障がいに対してどう対応するかということは、大きな課題であり、行政の中でどういうスタンスを持って行くかということは、検討いただきたいと思う。差別解消法への対応については、大学の教育の現場でも準備を進めているところであるが、高校や中学、小学校、これらが差別解消法に対してどういう風な扱いをしていくのかが、問題になっていると思う。実際に条例を制定するに当たって、教育を抜きにはできないだろうと思うので、行政としても検討いただきたい。

障がい者施設や事業所等が、どのような運営をして、どのような処遇を行っているのかについて、市では、健康福祉部に指導監査課を新たに設け対応しているものと思うが、保護者の危惧する部分が適切に行われているのかは、保護者としても事業所に対して、事業所が自己評価をしているか、第三者の評価をしているか、また、苦情解決の体制として第三者委員もしくはオンブズマンを配置しているかについて、注目していくことが大事かと思う。これらについて条例にも何らかの形で取り入れることが、差別解消法との関連で重要かと思うので、今後、検討いただきたいと思う。

○委員

資料を急いで作っていただいたのだが、資料について分かる方から説明を聞きたい。 皆さんのお話を聞いている限りでは、量も多いし中身も複雑で読んだだけでは勉強でき ないと思っている。立案者の方から、条文について説明を受けないと、どこが関係して どこが要らないのか分からない。

視覚に障がいのある人達の中には、点字を読めない人や、難しい文書を理解できない 人もいるので、この資料をどうやって説明すれば良いのか困っている。これらの説明を する機会をあらためて検討いただきたい。

○会長

これらを説明する機会について、事務局には、相手の状況にあった形での説明をしていくということを検討いただきたいと思う。

○委員

優先調達法の施行までの国の動向や目的を考えると、資料3のルールづくりを前提として考えたとき、障がいのある人が、経済活動に参加する機会を与えられるということを明確に記載していく必要があるのではないかと思う。

自立と社会参加の詳細が理解しにくいという意見もあるが、これから論議を進める中で、不透明な部分、理解できる部分を整理しながら、いいものを作っていけば良いのではないか。

施設、就労支援事業所等には、それぞれに目的、指針や方針があり、事業所では、アカウンタビリティーを含め、いろいろな情報開示に取組んでいる。障がい者の皆さんに伝えていただきたいが、障がい者や御家族の皆さんが、どういう情報を欲しているのかといったことを意見としてあげていただかないと、私たちも答えていくことができないので、忌憚のない意見を出していただきたい。

〇会長

今のように両方とも意見が言い合えるようなものを客観的に作っていくということに していければと思う。

○会長

条例についての障がい者団体等からの意見聴取に関して、1名でも2名でも関係するところ、公開する形で多くの方に来ていただくなど、色んな形の意見聴取をしていただきたい。

○委員

意見聴取について、団体からの意見だけで、さまざまな意見が吸い上げられるのか疑問がある。我々は、日常生活をする上で、いろんなことに遭遇し、思いがたくさんある。細かい意見をどのように吸い上げるのかを解消しないと市民の理解を深めるということに繋がっていかない。国の施策として地域移行を進めているが、地域の理解は深まっていないと感じている。

学校現場におけるさまざまな問題もあるので、アンケート方式で、学校に配るとかなりの意見が出てくると思う。そういった意見を吸い上げていただきたい。

計画相談に関して、施設のほか、学校、放課後デイサービスにおいてもどこへ行っても個別の支援計画を作るが、実際には、今の段階では親の役目となっている。さらに、発達障害者支援法の改正により、個別の支援計画を作ることとなった。これらをまとめるのが相談支援専門員の役目であるが、計画の作成に追われ、実際に現場で動いている

とは思えない。どうしたら一本化できるのか。それぞれで作った計画が、一連の動きとなるよう、相談支援専門員の役割を果たしてほしい。また、市には、知的障がい者相談員、身体障害者相談員などの制度があるが、その辺の連携も無い。学校、学校を卒業してからの就労場面、生活場面、全部つながるよう、支援計画の段階で一本の道筋をしっかり作っていただきたい。

○会長

意見を聴取の方法として、アンケート方式を含めて、パブリックコメント以外の方法 も検討いただきたい。

○事務局

意見お聞きする団体等のリストを作成中であり、障がい者団体に限らず、情報をいただければ、こちらから出向く機会も含め検討する。アンケートというより、できる限り足で回って直接的な事で、ご意見を伺ってまいりたい。

○委員

アンケートをするのであれば、障がいのある人を雇用している会社の経営者や一緒に働く人たちが、障がいのある人を配属されて良かったこと悪かったこと、どういう人を雇いたいのかといったことも含めて調査していただきたい。

○会長

就労支援や生活支援を含めて、条例等の中身、共生社会づくりなど、基本的には当事者の方々と家族を支援すること、そして支援者を支援することの柱がきちんとしていかないと、いろいろな問題は、解決に向かわないだろうと思う。

条例は、権利を守るためのものと考えると、社会的な問題もその中で整理していければ良いと思う。

○委員

すでに条例を制定した自治体では、差別の事例を集めているところもある。アンケートよりも、障がいのある方やその家族から、日常の社会参加の中で受けた、さまざまな 差別の事例を集めると、整理しやすいのではないかと思う。

○会長

法律が出来たから差別が解消されるのではなく、どう作り上げていくのか、具体的にどうなのかを広く理解していただくことが、非常に重要だと思う。こういう機会であらためて、障がいのある方やそのご家族の方々が、こういう思いなんだと打ち出していく必要があるのだと思う。具体的に皆さんから事例を出していただきながら、こういう場面でこういうことがあったという、意見聴取を行っていくという形で進めてさせていただきたいと思う。

よろしければ、次回の会議には、意見聴取も反映し、より具体的な骨子案を改めて提

出していただくということでよろしいでしょうか。

○委員

全員了承

その他について

事務局から、「ヘルプカード」について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

東京都では、対象者が身体、知的、精神の障がいのある方、難病の方のほか、妊婦も対象になっている。青森県でも 8 月くらいから導入予定だが、対象者は、身体、知的、精神の手帳所持者限定であり、県と市で違うので混乱招くのではないか。

県内の他の自治体では、このような取組をされているのか確認をしたい。

手をつなぐ育成会でも、東京都の了承を得て、このヘルプマークを周知する活動をすでに始めている。県内で周知活動をするにあたり青森県に確認したが、対象者については、東京都のもので良いとのことであった。

〇会長

東京都では、ヘルプカードのデザイン等を自由に使えるとしているが、どのように使 うのか使う側の責任が問われる。県や東京都、全国でのマークの使い方をもう一度確認 いただきたい。

県では、手帳所持者に限定するとのことだが、日常のいろいろなサービスでも手帳所 持者に限定することが、少なくなってきている。そういう面で、すり合わせしていただ きたい。

○事務局

県では、障がい者手帳の所持者に限定しているが、ヘルプカードは、手助けがほしい人と手助けできる人のコミュニケーションツールであることから、市では、手帳の有無で区別しない方針で実施したい。妊婦については、市にマタニティマークがあるため、対象とはしないこととした。

全国共通でヘルプマークを持っている方への手助けが、広がっていくことが大切であり、実施内容については、基本的なラインが守られていれば、市区町村で、多少のオリジナリティがあっていいと考えている。